

# 会 議 録

承認											
会 長	河合委員	佐藤委員									
12/23	1/10	12/27									
《開催日時・場所》			平成 29 年 12 月 4 日（月曜日）09：30～11：30 岸和田市役所新館 4 階 第二委員会室								
《名 称》 平成 29 年度 第 4 回岸和田市都市計画審議会											
《出席者》											
（審議会委員出欠状況）											
石田	大野	岡田	金子	河合	素原	小岡	小牧	佐藤	下村		
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		
白出	杉本	原	久	福山	堀野	宮川	安川	山口	吉田(都)		
○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		
（審議会臨時委員出欠状況）											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">【交通】吉田(長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×</td> </tr> </table>										【交通】吉田(長)	×
【交通】吉田(長)											
×											
（委員 21 名中、18 名出席）											
根末副市長 事務局：幹 事：大井まちづくり推進部長、山田都市計画課長、日下建設指導課長 書 記：都市計画課：藤井、南、小竹、奥 関係課：まちづくり推進部：清水 市街地整備課：実森、秦、新谷 丘陵地区整備課：松下、塔筋、公文、十倉 水とみどり課：原、黒見、古門、和田、寺谷											
《傍聴者》 0 名											
《概 要》											
<b>■諮問事項</b> 【第 1 号議案】南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定） 【第 2 号議案】南部大阪都市計画道路の変更（岸和田市決定） 【第 3 号議案】南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定） 【第 4 号議案】南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定） <b>■報告事項（平成 30 年度諮問予定案件）</b> 1. 岸和田丘陵地区における都市計画の変更について <b>■その他</b> 1. 岸和田市みどりの基本計画の改定について 2. 次回の都市計画審議会の公開・非公開について											
《内 容》											
<b>■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について</b> （会 長） ・平成 29 年度第 4 回都市計画審議会の会議録承認者として河合委員と佐藤委員の 2 名を指名。											

## ■ 諮問事項

【第1号議案】南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【第2号議案】南部大阪都市計画道路の変更（岸和田市決定）

第1～2号議案について、都市計画課より説明。

### 【質疑の概要】

- （会 長） ・ 本案件については、これまで計3回の審議会で議論を重ねてきたところ。
- ・ 前回の審議会で、原案のとおり同意するにあたって、これまでの議論を付記した上で答申してはどうかとのご意見があったことから、事務局と調整の上、答申書案を作成したのでご確認いただきたい。
- ・ 第2号議案は、第1号議案に伴う変更であることから第1号議案に対する答申書案に意見を付記した。
- （委 員） ・ 意見の表記方法について、1点目は「泉州山手線の整備を推進するとともに、泉北高速鉄道の延伸に向けた取り組みを継続されたい」、2点目は「泉州山手線沿道のまちづくりについて、地域の意見を丁寧に聞きながら進められたい」とされているが、それぞれの語尾を「継続すること」「進めること」としてはどうか。
- （会 長） ・ 都市計画審議会としては「こと」つまり「しなさい」ではなく、継続の方向で進めて頂きたいということから「されたい」と表現している。
- （委 員） ・ 私は鉄道の延伸を望んでおり、「こと」という表現が良いと考える。
- （委 員） ・ 鉄道延伸が無ければ、地域の開発は有り得ないと考えており「こと」に変えた方が良いと思う。
- （委 員） ・ 「こと」とした場合、その主体が都市計画に関することであれば良いが、関係者が多数いるということから、意見の表現は慎重に書く必要があると思う。
- （会 長） ・ 付記する意見の内容は、今、ご意見があったように都市計画審議会の案件だけではない中で、「こと」という表現とするかどうかである。
- ・ これまでの議事録の中にも、様々な意見がはっきりと記録されていることから、それも含めて答申書案では「されたい」という表現で提案している。
- ・ 「こと」とすると、我々が上位に立つニュアンスになるのではないか。都市計画審議会と都市計画決定権者の関係を踏まえての表現である。
- （委 員） ・ 審議会で審議し、委員の皆さんの意見がまとまったということである。
- （会 長） ・ 諮問に対しての答申を返す中での意見の付記であることから、案の表現としているが、そうではなく、「こと」という表現とすべきであるという意見が多ければ、ここで採決し変更するが、先ほどは変更することに関して慎重になるべきとのご意見も頂いている。
- （委 員） ・ 付記意見の前段部分、「審議の過程で岸和田市へ以下の意見があったことを付記する」の表現について、意見があったというだけではなく、「審議会として以下の意見を付記する」とするのはどうか。
- （会 長） ・ これまでは、審議会としてどれだけ多数の委員が鉄道延伸に向けた取り組みの継続を望んでいるのかについては、採決していない。お示した案では、これまでの議論の中でそういった意見があったということを受け止めて付記しているものである。
- ・ 審議会の総意として、「以下の意見を付記する」とするのであればここで決定させていただければそのようになる。
- ・ 第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり同意することとし、第1号議案の答申書の表現として、「審議会として岸和田市へ以下の意見を付記する」とし、付記する意見については、当初の案どおり「されたい」として答申してよろしいか。

(各委員) ・了承。

【答 申】

第1号議案及び第2号議案について、原案のとおり同意する。

なお、第1号議案については審議会として岸和田市へ以下の意見を付記する。

1. 泉州山手線の整備を推進するとともに、泉北高速鉄道の延伸に向けた取り組みを継続されたい。
2. 泉州山手線沿道のまちづくりについて、地域の意見を丁寧に聞きながら進められたい。

【第3号議案】南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定）

第3号議案について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

質疑なし。

(会 長) ・第3号議案については、原案のとおり同意することとしてよろしいか。

(各委員) ・了承。

【答 申】

第3号議案について、原案のとおり同意する。

【第4号議案】南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）

第4号議案について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

(委 員) ・今回の案の中で、生産緑地の面積要件である500㎡を満たさなくなるものが廃止になるということだが、面積要件の下限面積を引き下げることについての検討状況はいかがか。

(会 長) ・前回の審議会での説明でもあったように、引き下げには条例化が必要であり、そういった場合にはまた審議会でも諮らせていただくことになる。

(委 員) ・引き下げについては、市町村によって対応が変わるということで良いか。

(会 長) ・そのとおりである。

(委 員) ・岸和田市の意向として、面積要件の引き下げについての検討状況はいかがか。

(事務局) ・現在の運用方法も含めて、現在の500㎡が適切なのかという現状把握をした上で、審議会でご相談させていただきたいと考えている。

(委 員) ・納税猶予の問題等もあることから、面積要件は引き下げるべきと思っている。

(会 長) ・それぞれの立場でご意見があると思うが、一方で都市計画としてどういった土地利用が好ましいのかという判断もすることが必要。こういった点については、後日、審議会の中でも議論していきたいと考えている。

・第4号議案については、原案のとおり同意することとしてよろしいか。

(各委員) ・了承。

【答 申】

第4号議案について、原案のとおり同意する。

#### ■報告事項（平成30年度諮問予定案件）

1. 岸和田丘陵地区における都市計画の変更について

岸和田丘陵地区における都市計画の変更について都市計画課より説明。

【質疑の概要】

(会 長) ・丘陵地区については4つの地区に分かれているが、当初から、地権者の方々との話し合いの中で、それぞれの土地利用の意向に合わせて、土地を交換、換地してきた経過があ

り、各地権者の方々は、自らその土地を選んで頂いている。

- ・今回の報告の概要は大きく2点ある。
- ・1点目は、生活利便関連施設地区における用途地域を、第一種住居地域から第二種住居地域に変更することで、立地可能な商業施設の床面積の規模を3,000㎡から10,000㎡に緩和しようというもの。
- ・これにより、複数店舗で構成される大型のショッピング施設も誘致できるようになる。
- ・2点目は、工業系業務地区及び商・工業系業務地区において、企業内における保育所が立地できるように規制を緩和しようというもの。
- ・詳細については、次回以降の審議会でお示しし皆様にお諮りする予定である。

## ■その他

### 1. 岸和田市緑の基本計画の改定について

岸和田市緑の基本計画の改定について水とみどり課より説明。

- (会 長) ・内容については、緑地保全等審議会ですっかりと議論頂いておりますが、都市計画審議会としては、都市計画マスタープランとの整合性、生産緑地法の改正等も含めた都市計画と緑地保全部門とが連動した運用、また未整備の都市計画公園について関連してくる。
- (委 員) ・配布資料の2ページの図に対応するのは、都市計画マスタープランの22ページの図という理解でよろしいか。
- (関係課) ・そのとおりである。
- (委 員) ・市街地のマンションが立地している中に、市民農園がありコミュニケーションの場になっているという事例を見たことがある。廃止された生産緑地を市が買取り、市民農園等に利用するといったことについて、検討しているか。
- ・町なかの農地を見ると、管理されておらず見た目が悪くなっていたり危険なところも見受けられる。
- (委 員) ・生産緑地に限らず、市民農園は着目する点であり市街地であっても有効かと思う。
- ・しかし、生産緑地を市が買取るのは、公共施設として使う場合が多く市民農園にするという趣旨ではないと考える。
- ・市が買取らず斡旋も不調に終われば、制限が解除され駐車場や戸建住宅等に土地利用され、都市の中の農地が無くなっていくのが現状である。
- ・そういったことを踏まえて、緑の基本計画では大きな方向性を記載し、都市計画や農業の分野など色々な分野と協力し、生産緑地や周辺の農地をできるだけ残していこうというものである。
- (会 長) ・市民農園のご意見については、コミュニティの核としての公園緑地をどうしていくのか、その一つの具体的方策として生産緑地が解除となる際に市が積極的に買取り、市民農園としてコミュニティ拠点を整備するのはどうか、という2つの観点があると考えます。
- ・1点目については、阪神大震災の際の県営復興住宅の中に、農園を作りコミュニティの核として位置付けている事例はある。
- ・しかし、市民農園を目的に市が買取るためには、しっかりと社会的意義を位置付けないと難しいと思う。
- ・こういったスペースとしての公園は、花を植えたり維持管理することでコミュニティの強化に使えるはずであると考えており、実際に公園内の花植えや維持管理に関するコンテストによる顕彰制度を設け、コミュニティ活動が盛り上がっているという事例もある。
- (委 員) ・岸和田は緑の豊かなところであることから、都市近郊のオートキャンプ場のようなもの

を計画してはどうかと考えている。シニア世代等が集まる場所として、アウトドアの場も良いのではないかと。

- 大阪の中心部から車で1時間から1時間30分ほどで来ることのできるオートキャンプ場は非常に少ない。市民だけではなく、市外からの観光客の受け入れも含めて計画の中に盛り込むことができればと思う。

(会 長) • 本計画はマスタープランであり、大きな方向性を示すものである。その中で、緑地のレクリエーションの有効利用の具体的なアイデアの一つということでご意見賜る。

(委 員) • 目標年次が2018年から2037年の20年間となっている意図は何か。

(関係課) • 現計画の目標年次も踏まえた上で現在見直ししているところであり、様々な施策を実現していく中で20年程度のスパンが必要ということである。

(委 員) • 基本計画であることから、具体的な年次等を定めて施策を実行していくというものではないという認識で良いか。

(関係課) • そのとおりである。

(委 員) • 配布資料の表に、市民、事業者、行政の各主体の役割が書かれているが、行政の欄の区分名は岸和田市に変えた方が良いのではないかと。

(関係課) • 頂いたご意見は、緑地保全等審議会の中で議論させて頂く。

(会 長) • 緑の観点では、岸和田市には府営蜻蛉池公園という非常に重要な施設がある。この他にも、国や府が持っている緑もあることから、それらをどう位置付けていくかによって個々の取組みが変わってくると思う。

- 特に悩ましいのが、河川のほとんどが府の管理ということである。河川を水と緑の軸等に位置付けても、市として取り組めることに限界があることから、どういう関係で考えていくのかということも、また議論頂ければ良いのではないかと。

(委 員) • 岸和田市の緑は、海から山まで色々な種類があるということについては周知のとおり。  
• 計画の中では、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの系統で考えている。

- 次に、都市計画との整合性を図るためにみどりの将来像を総合的に考えていくということを進めている。

- 都市内の緑に関しては都市計画部局、市街化調整区域等の周辺地域では農林部局、山手の方であれば国定公園もあり山の保全の観点から府の担当部局も関連してくる。

- 基本計画を実現する為の施策展開は他分野との連携が必要になってくることから、計画の改定後も、時点修正やその他変更等について都市計画審議会での意見聴聞など他の分野と整合を図りながら進めて頂ければと考えている。

(会 長) • 都市計画マスタープランの22ページに記載されている方針図において示されている4つのゾーンは、大きく緑の量で分かれていると認識しており、ここまですまやかに分かれているというのは珍しい。これを維持してこられたのは岸和田市の良いところであると考えており、これをいかに継承していけるかというのが、緑の基本計画の中でも重要な点である。

- 4ゾーンの最も海側は市街地部であることから、その中に緑をどう配置していくかが非常に重要な地域。

- そこから一つ山側のゾーンは、農地と暮らしが非常に上手く調和してきた地域であり、これからいかに上手く継承していくかが重要な地域。

- さらに山側のゾーンは、農地に加えて森林があり、暮らし、農地、森林を今後いかに調和させていくことができるかが重要であり、その一つのモデルが丘陵地区の整備であると

考えている。

- そして、最も山側は森林がしっかりと残っているゾーンであり、こういった4つのゾーンの特徴をこれからも上手く、都市計画及び緑の基本計画でも引き継いでいくことが非常に重要だと考えている。
- さらに、その4つのゾーンを川で繋いでいるというのが岸和田市の特徴であり、山で涵養された養分が海へ運ばれ魚たちに食べられているという自然の繋がりも、岸和田らしさが強調される一つと期待している。

(委員) •春木川の横の道が府道堺阪南線を横断するところに信号が無い箇所がある。信号が設置されれば、川沿いをウォーキングしている方も楽に海側の道へ渡ることができると思う。

(会長) •川沿いのレクリエーション的な機能を確保していくということであれば緑の基本計画の中への位置付け、交通安全ということであればまた違うところになるかと思う。マスタープランは大きな方向性を示すものであるため、具体的な部分は地域の方の声も踏まえて検討することになると思う。

## 2. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

次回開催候補日について、以下のとおりとし、併せて公開について了承を得た。

- 次回開催候補日；平成30年3月28日（水）
- 報告予定案件；岸和田丘陵地区における都市計画の変更について 等
- その他